

一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定含む） 各位

福祉車両補助金の二次募集について（ご案内）

「令和5年度補正予算・地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）事業」の二次募集を行います。なお、二次募集のため予算が非常に限られております。希望の事業者様は下記をご確認の上、早急に申請手続きを行ってください。

記

1. 補助対象車両

- ・新車で購入し、スロープやリフト等の特殊な設備を備えていること。
- ・事業用自動車で登録されるものであること。
（注意：所有権留保販売にて購入される車両は補助金の交付対象外となります。）
- ・上記自動車を登録した上で、令和7年2月21日まで静岡運輸支局に事業完了実績報告書を提出すること。（繰越は一切不可）

※ご注意ください※

補助対象となるのは交付決定後に購入した車両です。交付申請時点で購入した車両は補助対象となりません。

交付申請後、運輸支局から「車両の購入が可能」と連絡が入るまで車両は絶対購入しないでください。

2. 補助金額について

- ・補助金額
電動リフト付きの車両：80万円
それ以外の設備の車両（スロープ等）：60万円
- ・「上記補助金額」と「車両本体価格の1/3」のいずれか小さい方が補助金額となります。

（例1）：電動リフト付きの車両を申請。

車両本体価格210万の車両を購入の場合

補助金額（80万円）>車両本体価格の1/3（70万円）となり、補助金額は70万円となる。

（例2）：それ以外の特殊設備の車両

車両本体価格240万の車両を購入の場合

車両本体価格の1/3（80万円）>補助金額（60万円）となり、補助金額は60万円となる。

3. 申請の流れについて

(1) 交付申請手続き

- ・ 補助金を希望される事業者様は、下記「①交付申請書の提出方法」により、申請書を準備し申請手続きを行ってください。
リースで購入する場合はリース会社が申請者となります。リース会社と調整の上申請ください。
- ・ **提出時期：予算が枯渇するまで（枯渇しない場合 令和6年12月27日（金）まで）**
※予算が非常に限られております。**特に12月に入ってから申請では間に合わない可能性がありますので、早めに申請願います。**

①交付申請書の提出方法

申請書は静岡運輸支局HPよりダウンロード下さい。

https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/shizuoka/youshiki/shizuoka_index.html#%E3%82%BF%E3%82%AF%E3%82%B7%E3%83%BC

【提出していただくもの】

必要書類（この順番で書類を並べてください）	備考
<input type="checkbox"/> 申請書	
・ 様式4-1	
・ 様式4-1別紙2	
・ 様式4-1別紙2-2	リース会社のみ必要
・ 貸与料金算定明細書	リース会社のみ必要
<input type="checkbox"/> 車両見積書（写）	
（生活交通改善事業計画→支局で添付します）	※

※生活交通改善事業計画については、運輸支局と静岡県タクシー協会に対応しますので、事業者様での添付は不要です。

【提出先】送付したデータに記入の上、

メールでの提出をお願いします。（メールでの提出が困難であれば電話でご連絡下さい）

提出先：cbt-taxi-shizuhojo@ki.mlit.go.jp 静岡運輸支局輸送・監査担当あて

4. 交付申請後の流れ

① 交付決定通知

- ・ 交付申請提出後、生活交通改善計画を協議会で承認した後に、交付申請を受理します。その後、国土交通省本省で申請書類を審査します。
- ・ 上記の手続きを得て、3. の書類提出後、1—2ヶ月ほどで支局から交付決定通知を送付します。
- ・ **交付決定通知があるまでは絶対に車両の購入は行わないでください。(補助金を受け取れなくなります。)**

② 事業の実施

- ・ **必ず支局から交付決定通知を受けた後に車両の購入契約を結んで下さい。**
- ・ 自動車販売会社と車両の契約を行い、車両の登録手続きをしてください

(3) 完了実績報告

- ・ 車両を購入し登録手続きが完了したら、下記「①事業完了実績報告書及び支払請求書の提出」を参照し、期日までに「完了実績報告書」等をご提出ください。
- ・ 様式について、交付決定通知時に別途ご案内します。

① 事業完了実績報告及び支払請求書の提出

【提出していただくもの】

必要書類（この順番で書類を並べてください）	備考
<input type="checkbox"/> 事業完了実績報告書 ・ 様式4-6 ・ 様式4-6別紙2 ・ 様式4-6別紙2-2	リース会社のみ必要
<input type="checkbox"/> 車検証（写し）	
<input type="checkbox"/> 自動車販売会社からの請求書・領収書（写） 領収書には「登録番号」又は「車体番号」を明記（手書き可）	
<input type="checkbox"/> 使用者とのリース契約書（写）	リース会社のみ必要
<input type="checkbox"/> 貸与料金算定明細書	リース会社のみ必要
<input type="checkbox"/> 車両の写真 ※車両全体が写ったもの（前面、側面、後面） ※車両ナンバーが確認できるもの ※リフト等の設備が確認できるもの	
<input type="checkbox"/> 支払請求書（様式4-9）	

【提出について】 交付決定通知時に送付する書式をご利用下さい。

【提出期限】 車両登録完了後 **1ヶ月以内**（※）、又は令和7年（2025）年2月21日（金）のいずれか早い方
※複数台の交付決定を受けている場合は、登録完了日が最も遅かった車両の登録日から1ヶ月以内に提出すること。

②額の確定通知

- 事業完了実績報告書の内容を踏まえ、最終的にお支払する補助金額の通知を書面にて行います（申請窓口を経由し送付します）。

③補助助金の支払い

- 額の確定通知後、提出された支払請求書に記載の金融機関の口座に入金します。

問い合わせ先
静岡運輸支局 輸送・監査担当
タクシー補助金専用アカウント

担当：澤尻